

松島町障がい者活躍推進計画

I 策定にあたって

1. 策定趣旨

松島町においては、平成30年に過去の障がい者任用状況通報内容について再点検を行い、障がい者の範囲に誤りはなかったものの、平成23年度から法定雇用率が未達成の状況が続いている。

このため、障がい者採用職員の募集や聴覚支援学校就労体験における実習生を受け入れるなどして、障がい者雇用に努めてきたところではあるが、依然、法定雇用率達成に至らないことから、当該計画を策定し目標達成及び障がいのある職員を含む全職員が働きやすい職場づくりに向け、取り組んでいくものである。

2. 計画期間

令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とする。

ただし、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、町ホームページに掲載するなどし公表する。

また、数値目標の達成状況についても、毎年、周知・公表する。

II 目標

1. 採用に関する目標

障がい者雇用率	1.74 % (令和元年6月1日)	2.6 % (令和4年6月1日)
---------	----------------------	---------------------

※令和元年6月1日現在における障がい者雇用状況

法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がい者数	実雇用率
172.0 人	3.0 人	1.74 %

2. 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

Ⅲ 障がい者の活躍の推進に向けた取組

1. 体制整備

- (1) 障害者雇用推進者として総務課総務管理班長を選任する。
- (2) 障害者職業生活指導員の選任義務はないが、今後において選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談がなされた場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 年に1回以上障がい者である職員に対し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- (2) 職員の募集については、法定雇用率が達成されるまでの間、年2回以上公募するものとし、公共職業安定所等関係機関と連携を図り実施する。

4. その他

障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の直売会として、松島町内で開催されるまつの市や産業まつりといったイベントにおいて、継続して販売の場を設け、また人的交流が図られるように努める。

令和2年3月作成